大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年11月2日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所三井住友ファイナンス&リース株式会社代表取締役 川村 嘉則東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルペン京都南インター店 京都市伏見区中島中道町3番

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗	三井住友ファイナンス&リース	三井住友ファイナンス&リース
を設置する者の	株式会社	株式会社
氏名又は名称及	代表取締役 石田 浩二	代表取締役 川村 嘉則
び住所並びに法	東京都港区西新橋3丁目9番4	東京都千代田区丸の内一丁目3
人にあっては代	号	番2号
表者の氏名		

(3) 変更年月日

代表者の氏名 平成23年6月29日 住所 平成27年10月1日

3 届出年月日

平成27年10月21日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成27年11月2日(月)から平成28年3月2日(水)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成28年3月2日(水)

(産業観光局商工部商業振興課)